

赤ちゃんの耳のきこえ支援事業（新生児聴覚検査の一部費用助成）について

1 対象者

新生児聴覚検査受検時において、札幌市内に住民登録されたものが出産した新生児及び乳児であり、新生児及び乳児も同様に住民登録を行うこと

2 助成の対象となる検査内容

原則、出生後1週間以内に出生医療機関で実施した新生児聴覚検査の初回検査

ただし、出生した医療機関において当該検査を実施していない、児の状態により実施できなかつた等、入院中に検査ができなかつた場合には、退院後、生後3か月以内に他の医療機関で実施した当該検査の初回検査も対象とする。

3 助成額

検査機器の種類に関わらず上限3,000円

検査費用が助成額上限を超える場合はその差額を医療機関において直接対象者に請求する。

4 費用の請求

札幌市は北海道が実施する「新生児聴覚検査協定」に参加しているため、当該協定に参加される道内医療機関とは、個別に検査の委託契約を締結することなく、助成費用を支払うことが可能。

なお、協定に参加していない医療機関については、当該検査を実施した場合、一旦対象者に請求する。後日、対象者が各区保健センターで手続きを行うことにより償還払いを行う。

5 本事業の流れ及び留意事項

- (1) 出生した医療機関において新生児聴覚検査を実施していない等の事情により、入院中に検査ができなかつた対象者について「新生児聴覚検査受診票」(妊婦一般健康診査受診票の冊子に添付)を保護者が検査可能な別な医療機関に提出
- (2) 検査を実施した場合は「新生児聴覚検査費用請求書」を札幌市に送付し請求、併せて「新生児聴覚検査受診票」に検査結果等を記載し報告
- (3) 実施後に母子健康手帳に結果を記入
- (4) 検査を実施できない場合は、退院後できるだけ早い時期に受検できるよう他医療機関を紹介していただく。
- (5) 検査の結果リファーマとなった場合は、精密検査を実施できる医療機関を紹介していただく。
- (6) 当該検査の状況及び結果等について、本市の保健師の継続支援が必要な場合は「保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業」をご活用いただき連絡をお願いしたい。